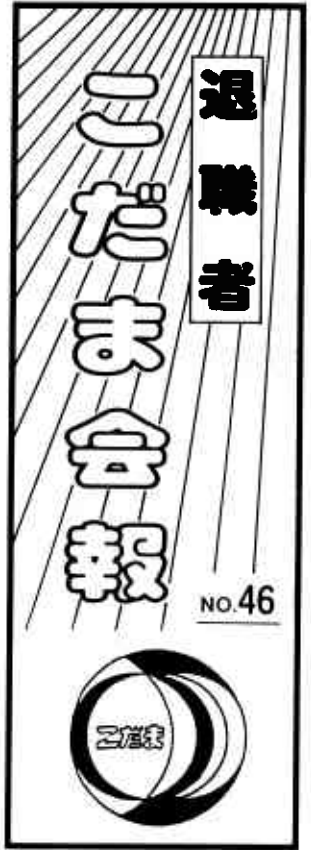


# 人を思いやる心を持ち 次の世代と連携して行動しよう



## 第15回定期総会報告

(会報45号二頁五頁参照)

第15回総会は、六月二十五日

(金)、県立かながわ労働プラザの三階広々とした多目的ホールで開かれました。

会場での相談コーナーも一つ増え三つ用意がされ利用されました。

年金相談・山口順久会員 (社労士)

法律相談・生方武羅夫会員 (行政書士)

食事相談・上野多恵子会員 (管理栄養士)

1時30分、米山東伊幹事の司会で始まり、出席者八七名、委任状四六八名、計五五五名で会則第一二条の総会成立要件(会員総数八九七名の1/3)を満し、総会の成立が宣言されました。

### 開会 (物故会員九名に黙祷)

代表幹事あいさつ (要旨) 鈴木志げ子代表幹事

みなさん、こんにちは。こ

だま会もお陰様でも少しで会員千名になりそうです。案外早く、その日が迎えられるように喜んでいきます。多ければいいというわけでなく、高齢者は第一の人生は終わり楽しく暮らそう、それも結構ですが、も少し世の中に目を向けて社会の動きに敏感になり、政治もいいとはいえない殺伐とした世に高齢者の声を挙げていかねばならない時代だと思います。平和で幸せな社会を次の世代に引き継いでいく、この活動も必要でしょう。県職労、自治労連などともつ

なかりを持つていきたいものです。

私たちも今の世の中はおかしい、平和にしなければ、戦争はイヤだとか、年金も健保もこれ以上悪くならないようにとか、声を挙げていく必要があります。

こだま会では、今までの活動に加え、世の中に敏感になり行動を起こす活動にも目を向けていきたいと思っています。県職労の応援団としても協力していきたい。そのためにもみなさん体を大切に、頼りになる暖かい会を目指しましょう。

来賓祝辞 (要旨)

神奈川県職労中央執行委員長 中原保彦氏

中 原 保 彦 氏

県職労の活動や県の職場で起きてくる出来事など紹介、報告したいと思います。

岡崎知事は昨年9月14日突然、財政破綻を発表、県職労の賃金斗争は大変でした。テレビの全国ネットでも放映され、県政が茶の間の話題となりました。財政問題と賃金斗争で心一つにして斗かった、そのお陰で、県政が住民の身近に感じられて話題とされ、まさに県政と住民の距離が縮まったのです。

今、国会に提案されている「地方分権法案」は県にとって重要なものです。横浜・川崎の政令指定都市のほか、新たに中核市(横須賀が該当、福祉業務は市へ)、中核に準ずる特別市(人口20万 県下で7市)が設けられます。合わせて11市がこれ



にあたり、県人口の90%を占めています。したがって、県政の及ぶ範囲が少なくなるのです。これには大いに関心を払う必要があります。

6月1日、本庁組織が改められ、出納事務所が廃止され、六つの部が統合され三つになるなど25の課がなくなりまし。県民生活、県政の使命に大きな変化が起こりはじめています。

以上のことは、職員の働きがい、職場や労働条件に大きく影響するのではないかと注目しています。現在、県職労がどう取り組むかが問われています。

こだま会も活動を進めながら、注目して頂き、ご協力を心からお願ひします。

横浜市従退職者会会長

森田謙一氏

こだま会第15回総会おめでとうございます。同じ退職者会ということ、兄弟として一緒に手作り文化祭や正月初詣の懇親会など取りくみをしていきます。しかし、楽しい集いや取りくみだけでなく、現職の方の活動に目を向ける必要があります。後輩が頑張っているのにOBが無関心でいい訳はない。県立外語短大の金子先生をこだま会で応援しているのには敬意を表します。

私たちが昨年は現職の方と一緒に「消費税を3%に」の署名活動をしました。30人も参加し一時間で現職の5倍の署名を集めました。今年も同様に介護保険反対の署名活動をし

ました。実現はしなくとも、人として一人ひとりの生き方を貫くのです。

年金、介護・医療改悪はほとんど今の政治では進んでいます。年寄り自分だけとは許されません。私たち退職者会も金も力もありませ

ん。大切なことはOBも頑張っていることを現役に伝えること、そういうメッセージを通して現役もOBも一緒に頑張って、社会や政治を変えるように私たちの思いが実現するため

に役立っていく。私たち老人でいえば、人間らしく生きるために経験にもとづいて知恵を働かせ、役に立ちたい。

いろんなことに関心を持って、互に人のことを思いやる心を持つ退職者会を作っていくようではありませんか。

来賓紹介  
自治労連神奈川退職者会・全労済  
横浜支所・アメリカン・ファミリ  
ー生命保険

議長に小川政則会員を選出して、議事に入りました。

第一号議案  
一九九八(平成一〇)年度経過報告・会計決算報告および監査報告  
経過報告・決算報告は青木武事務局長、監査報告は古怒田富士一監査から議案(会報No452~3頁)が報告されました。質疑もなく一括承認されました。

第二号議案  
一九九九(平成一一)年度活動方針案および収支予算案

加藤利秋副代表幹事が議案(会報No454~5頁)にもとづき提案しました。

情勢の追加として、地方自治を脅かす動き―地方分権法案の提案。これは国の権限を地方へ移す形はよいが、中身は住民自治を圧殺し、国の権限を強化するもの。

住民ぐるみ地方自治体を固に協力させ戦争へ駆り立てていく問題をはらみ、逆に県政にそれを許さない運動が必要な時代、新しい時代に入ったといえます。(拍手で承認)

第三号議案  
役員改選について  
生方武羅夫副代表幹事から提案されました。

今年の改選は三役3名、各委員会2名の計5名の「役員改選委員会」を設けて選考を進めました。次頁の表の案を幹事会にはかり承認されたので提案します。(拍手で承認)

退任される児玉欣一郎相談役、船橋まさ子、松村邦両幹事のあいさつ、亀井禎子幹事の新任のことばがあり、ともに盛大な拍手に包まれました。

る決議(案)、「時代に逆行する不当な高裁判決に抗議し、最高裁での審議やり直しを求める決議(案)」が秋中一允幹事により提案され、二つとも拍手のもと決議されました。

(注) 決議は二つありましたが、一つだけ掲載しました。―編集

講話

介護保険―当面必要な自治体交渉の問題点と題して、石井伊佐男氏(県民医運事務局次長)の講話を聞き、問題の多さ、深さに考えさせられるものでした。

(注) 講話のポイントは四頁、内容は一〇頁を参照(編集)

閉会

閉会のことは新井通子幹事。二一世紀を人間らしく生活できる社会にしましょう、そのためにも手をたずさえ連携を大事にし行動しましょうと力強く総会を締めくくりました。

懇親会

四時からレストラン「ガル」に集い、鈴木三郎幹事の司会、児玉欣一郎相談役の乾杯で、賑やかに歓談しました。健康のこと、暮しぶりのことなど交換しあい、生きいきとカラオケで歌う。

決議

●「神奈川県立外語短大金子幸代先生の分限免職処分を取り消しを求め

1999~2000年度 こだま会役員

(各役職ごとに五十音順)

役職名	氏名	委員会	担当
代表幹事	金子 幸代	企画	(総務) 渉外委員
副代表幹事	志賀 弘武	広報	(三委員)
事務局長	鈴木 加藤	企画	(事務局)
事務次長	木村 藤三	趣味	(県職労委員)
幹事	青木 中一	企画	趣味
幹事	明新 小野	趣味	趣味
幹事	井藤 多東	企画	趣味
幹事	井藤 多東	企画	趣味
幹事	井藤 多東	企画	趣味
幹事	井藤 多東	企画	趣味
幹事	井藤 多東	企画	趣味
監査	野上 多恵	趣味	趣味

○弔慰金規定の改正○

第2回幹事会で「弔慰金規定」の改正が決まりました。年会費を払う会員の入会時と死亡時の間隔が問題となり、従前の全労災慶弔保険と同様の扱いとすることになりました。

〔改正部分〕

第1条 ただし書き条項

旧 ただし、会則第5条「なお書き」の規定に基づく会員については、この規定を適用しない。

新 ただし、この規定の適用を受けるのは、本会則第6条に規定する終身会費を支払った会員(本人)に限る。

適用は平成11年7月13日からです。

会員の声——総会出欠の業書からの一筆

○歩け歩けの仲間と里山や花を尋ねて、月に一五〇〜二〇〇kmを歩いていきます。一〇月、福井県で開催される年輪ビックには、神奈川チームのウォーカーとして参加する予定です。

(志村富美子)

○年一回、会員の退職後の生活などについて体験発表会を企画してみたら如何でしょう。一人で悩んでいる人もいるのではないかと思いますので…。

(七宮 清)

神奈川県立外語短大金子幸代先生の

分限免職処分の取り消しを求める決議

一九九八年二月に東京高等裁判所に神奈川県立外語短大専任講師の金子幸代の分限免職処分取り消しを求めて控訴してたたかっています

金子幸代さんは、県立外語短大の教育研究に熱心に取り組み、学生たちからも大変信望のある教師です。外語短大で唯一の県職員労働組合員の教師として、無届けアルバイトの是正、「セクハラ」の根絶などに積極的に取り組んでいましたが、そうした活動を岡垣前学長らが嫌悪し、金子さんが風邪で欠席していた臨時教授会で解雇を決議し、県教育委員会も本人の弁明の機会を与えないまま、わずか一週間後の九五年四月五日に分限免職処分を決定しました。

不当解雇が強行された背景には、「女なら解雇しても問題にならないだろう」という女性蔑視の古い体質があげられます。金子さんが森鷗外の研究でドイツに在外研究を行っていた間には、岡垣前学長らが組合を排除し、金子さんを免職にするという「極秘計画書」まで作成していました。

解雇理由を作り上げるために仕組まれた「名誉棄損裁判」は、昨年三月二十日に横浜地裁川崎支部で「セクハラについて疑われる行為があった」と認定され、金子さんが全面勝訴しました。金子さんは「セクハラ」をしていた教授の件について、現在最高裁に上告してたたかっています。「名誉棄損裁判」を起こしていた三人の教授のうち、二人の敗訴判決は確定し、すでに解雇理由の一角がくずれています。

四月一日からは労働基準法の改正にともない、「セクハラ」についての対策義務が強化されるようになりました。私たちは裁判所が女性の人権をふみにじるような解雇を放置せず、金子さん本人尋問だけでなく、四名の証人尋問を行う公正な審理を強く求める者です。

金子さんの教壇復帰に向けて分限免職処分の取り消しを求める運動をさらに強めることをここに決議します。

一九九九年六月二十五日

退職者こだま会総会

講話のポイント

石井氏のお話は熱のこもった短時間ではおしい内容のものでした。この号の「保険あつて介護なしー現実のものとなりそう」(10頁参照)との重複をさけて、結論の部分を紹介します。

介護保険

当面必要な  
自治体交渉の問題点

石井伊佐男  
県民医連  
事務局次長

よりよい介護保障を実現するため  
最低これだけは必要なこと

- ① 誰でも介護サービスを受けられるように、所得の少ない人の保険料は減額・免除し、保険料の滞納や未納の場合の重い罰則はやめること。
- ② 安心して介護サービスを受けられるために、利用料の自己負担はななくすこと。
- ③ 現在受けている介護サービスの水準が下がることのないように、国や自治体が責任を持って

対応すること。さらに、人間の尊厳を保障するにあさわしいものに、水準を高めること。

- ④ 要介護認定基準を事態に合ったものに見直し、手続きを簡単にし、認定結果が早く出せるようにすること。また、認定結果への苦情処理窓口を身近なところに沢山つくること。
- ⑤ 介護サービスの量と質を緊急に拡充すること。そのために国は自治体に財政支援を強めること。
- ⑥ 介護保険事業の運営を民主的なものにし、公開の原則を貫くこと。

最後に、以上を踏まえ市町村での運動を強めよう。

魅力ある人がいきいき集う会

——総会に出席して

小川政則

だれかれも公平に老い南瓜花（かぼちゃばな）。退職して八年ぶりに出席しての感想である。下手な俳句で恐縮だが、戦後飢えた南瓜時代、高度成長バブルの波をおなじ職場で過ごした仲間は、やはりなつかしい。

総会には生まじめで、いたれりつくせりである。会場には相談コーナーが設けられ、会長あいさつや来賓祝辞では「退職者をめぐる最新情報が伝えられる。報告

ティア活動によって支えられ、活動費は交通費の八〇万円のみと知り頭の下がる思いである。総会のと「介護保険」の講話や、終了後は楽しい懇親会もセットされていた。来年からは知り合いに言葉をかけ、なんとしても出ようと思つた。

難をいえば短時間につめこみ過ぎて、講話は別の機会にするとか来賓祝辞をつめて、総会の時間も少しとつてほしかった。企業の総会とは違うので、会員の意見がほしい。また、報告もできるだけ簡単に、あらかじめ準備して、会員の「退職後の私の生き方」みたいな発表を聞きたい。ともあれ、すばらしい総会だった。

退職しても元の肩がきを引きずっている小役人気質の馬鹿な会が多いなかで、人間として魅力のある会員がいきいき集うすばらしい退職会である。

(JA全農堂農技術センター勤務)

整備・趣味の会・広報・会の運営など多面的な活動が報告され、活動方針では新たな千名会員体制の方向が提案されている。

これだけの活動が役員のボラン

去る第15回定期総会を機に、結成以来役員としての幕を閉じた。

大正生れの私は、何処へ行っても最長老格として乾杯音頭に明け暮れるようになったか、振返ってみれば、よくぞここまで長生したものだとしみじみ思う。

赤紙・闘病、そして労働運動

生涯三度の招集で生死の境をさまよい、また、四度の重病も親からの遺伝子と家族の看護、更に医療の進歩によって今日に至った。

また、戦前は内外の二国策会社、戦後は静岡、神奈川県を渡り歩き、退職後は大企業グループに八年勤めるなど六回以上異種の職業につくなど変わり種といえようか。

反骨精神旺盛であった父親の血の余波と現状不満性格からか若い頃はよく職場で上司に楯つき、地方公務員になっても両県で労組運動に携わるなど反骨の人生でもあったと思う。

国の現状を憂える弁

それにしても、天皇の名の下に母子家庭の母親一人、息子一人の多く

が戦場に狩り出され、その息子の死の悲嘆に明けくれたあの悲劇を思い浮かべたとき、今回自公政府与党によって強行採択された、「国旗・国家法案」をあの母親や息子が生きていたら何と思うであろうか？今更ながらこんな国会議員を選んだ我々国民の見識無さを空しく思うのみである。

さらに、政府の無策のツケと、国会議員の先見性の無さが、ついに世界一の借金国家として将来負債を若

会員に戻って

今の世相に思いを馳せる

児玉 欣一郎

い世代にタレ流している。

その額は少なくとも現在六〇〇兆円(国民一人当たり六〇〇万円)以上、更に隠れ借金を加えると天文学的数字になるといえる。この会報でも県職労会新聞でも年一度位数字を掲げて、若い世代も含めて危機感を与える必要があると思う。

食は体を丈夫にする基本

世界一の長寿国となったといわれる我が国だが、寝たきりなどの重病の

方も含まれるであろうから、必ずしも自慢できるものでないと思う。漢字の生まれ故郷の中国は、また食文化、漢方医学でもいろいろ示唆を与えてくれる。

食とは「人を良くする…つまり人を丈夫にする」ことをいい、食事の意味は「食治」に通じ、食べることが治療、つまり体を丈夫にする基本だということ。本やテレビなども食材の効用に力を入れ、人は食生活の充実によって病気の七〇八割を防げるといえる。よくガン手術の

あと再発で病気が悪化するの、手術のあと免疫作用の低下が著しいため、このため、日常、野菜果実を中心とした食事で体力増強で免疫力をつけておく、いわゆる食文化の充実を提起しているといえる。

生涯現役 精一杯生き抜くぞ

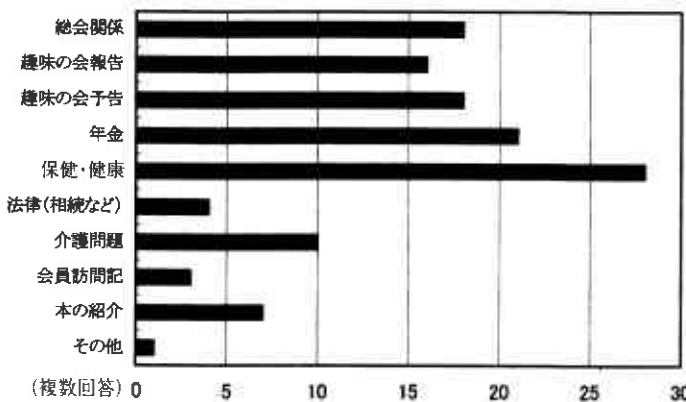
これからの我々は、生涯現役でそれは就職の有無に関係なく、趣味の分野であれ、ボランティア活動であれ、生涯を閉じるまで、精一杯生き抜くことだと思ふ。私もこれを基本に動きつづけたいと思ふ。

末筆乍ら、今日までのご愛顧に厚くお礼申し上げます。

●会報アンケートの回答から●

総会出席者八七名に、こだま会報を読んでいきますかと聞いたら、回答者のうち五三%が「よく読む」、四六%が「読む」でした。読まないは〇%で編集者の苦勞が報われているようです。

会報のどの記事を読みますか





# 予告!! 趣味の会

## 歴史教室

散策 三浦一族ゆかりの地

衣笠城周辺を歩く

とき 十一月二日(金)

J R衣笠駅10時集合

衣笠城跡をはじめ、関係する大善寺、満昌寺・清雲寺などをたずね、約一〇〇年にわたり三浦の地を支配してきた三浦一族の来歴をたどる。

## 健康ウォークの会

話題の土地を

ウォークしよう

寅さんのふるさと、柴又帝釈天と

矢切りの渡し・荒川堤ウォーク

とき 十一月一日(月) 9時

京浜急行横浜駅改札口集合

コース 横浜(京浜急行)→品川

(都営地下鉄)→浅草(京成押上線)

高砂(京成金町線)柴又(下車)柴

又帝釈天・矢切り渡し公園→荒川堤

ウォーク→京成金町駅(乗車・京成

電鉄)→堀切高蒲園駅→荒川堤ウォ

ークと見学→荒川駅→横浜(二六時

頃)

詳しくはそれぞれ部会員に別途ご連絡します。参加希望(未加入)の方は事務局までどうぞ!!

## ●初釜へのおさそい●

とき 平成一二年一月三日(日)

12~15時

ところ 鎌倉芸術館、茶室

会費 三、〇〇〇円(点心つき)

お正月のひとときを花所望のお点を拝見しながら、美味しいお茶とお菓子でたのしくすごしませんか。

申し込みはこだま会事務局、一月下旬までに。

## 食文化を楽しむ会

今回の薬膳料理は冬にむかって風邪予防のための料理を実習します。

高齢者には風邪が大敵です。流感などにか、らぬよう食べ物に気をつけましょう。実習の後はお抹茶とお菓子でたのしく語りましょう。

とき 十一月五日(金)11時~15時

ところ 横浜市健康福祉センター

9F 料理実習室

桜木町駅前

会費 一、八〇〇円

申し込み 一〇月二六日(火)まで、

葉書で住所、氏名、電話番号を明記して事務局へ。

◎男性の参加をお待ちしています。

## ◎ハープで肌によさしい石けんづくり◎

ラベンダーやカモミールを入れて

ピュアな石けん作りをしませんか。

とき 十一月九日(火) 13時30分~

ところ 県職労四階会議室

会費 一、〇〇〇円

講師 鈴木志げ子他(こだま会員) クリスマスの贈物にどうぞ。

申し込みは一〇月末日までにこだま会事務局へ。

## 六十代を生きる

佐藤洋子著

マガジン・ハウス

一九九九・六刊

(一、四〇〇円+税)

## 読む

いつか来る自分自身の死と向き合う季節の始まり。そんな六〇代をどう生きたらいいのでしょうか。「一人暮らし」「近親者の死」「終末医療」などをテーマに体験談を紹介。著者は東京ウィメンズプラザ館長。

## こだま俳壇

船橋まさ子

啓蟄のかざして通すめど一つ

爪切って指先軽ろし大ふぐり

蜂の巣を遠巻きにせりペリー祭

水引草葉の灼けてより紅濃くす

十月の掌をかざしみて眉光る

小川政則

離農あと仏塔となる桐の花

棚田捨つ達者で生きよ畦もぐら

佐々木一星

ひぐらしに追われ散水花小鉢

街頭の光り止めるか銀杏の実

便りする華中の友の仲秋節

みなさんの投稿をお待ちしています。



## 秋の臨時国会で 年金受給者も影響大

### 年金改悪

#### 報酬比例部分5%削減

厚生年金の老齢厚生年金の支給額は「報酬比例部分」と「定額部分」とにわかれ計算されますが、来年4月からこの「報酬比例部分」の支給額を5%引下げます。共済年金の受

給者の場合(65歳以上)、社会保険庁から支給される老齢基礎年金を除き、共済組合から支給される部分がこの「報酬比例部分」とほぼ考えてよいでしょう。この5%削減は新しく年金を受ける人はもちろんですが、現在の年金受給者の年金額も新しい下がった額で計算し、現在支給されている額と比較して多い額を選択することになります。したがって現在の支給額は減ることはありませ

ん。しかし、今後物価スライドや賃金スライドが実施されたときにはどうなるのか、また、受給者が亡くなつて遺族年金の計算のときはどうなるのか、新聞報道などの範囲では明らかではありません。これらのとき、現在支給されている年金額は保証されるというても引上げが足踏みされ、近い将来、5%削減の額に合わされてしまうのではないかと考えます。

賃金スライドも廃止  
第二は「65歳以上の賃金スライド」の廃止です。これはいうまでもなく、今年度、本来であれば4%年金額が引上げるところ凍結しましたが、改正案では65歳以上は無くすこととしました。どのくらい差が出るか別表を参照して下さい。

賃金スライドを廃止することは将来、国内総生産がふえ、現役の賃金が上昇しても、年金受給者の所得は変わらず、生活の改善や向上は必要でないということです。こんな高齢者を馬鹿にしたことは許せません。

以上をみても年金受給者に関係ない、影響ないといどころか、大変な「改正」案です。現役世代にはボーナスからも保険料をとる総報酬制の導入、保険料の引上げ、60歳前半の年金支給を全く無くす支給年齢の引上げなどが盛り込まれています。

国庫負担は先伸ばし  
いまや国民的な世論となりつつある基礎年金の国庫負担の3分の1から2分の1への引上げについては2004年(平成16年)までと実施を先伸ばししました。

秋の臨時国会にお

表●65歳以降を物価スライドのみとした年金額

年齢	現行のスライド	物価スライドのみ
65歳	23.8万円	23.8万円
70歳	26.7万円	25.6万円
75歳	29.9万円	27.6万円
80歳	33.5万円	29.8万円
85歳	37.5万円	32.1万円

注1：物価上昇率を年1.5%、手取り賃金上昇率を年2.3%と仮定。  
注2：年金額は、平成11年度のサラリーマンの標準的な年金額(夫婦2人、夫40年加入、妻は専業主婦)。

いて政府は自・自・公三党の数の力で一気に法案成立を狙っています。年金生活者もいまや黙って耐えているときではありません。行動のみです。署名・国会請願をはじめ政府・厚生省にハガキ、ファックスを送るなどできることはあります。小さな行動の積み重ねが大きな年金改悪反対のうねりとなるでしょう。

(山口順久)



### 高齢者の財産保全・金銭管理サービスシステム

#### 成年後見制度ちよつと難しかったかな?そこでQ&A

**Q** 前号で成年後見制度改正のポイントが説明されていましたが、この法律は成立したのでしょうか。

**A** 成年後見制度を改めるための民法等改正案は、先の国会で、衆議院は通過しましたが、国会終盤に「組織犯罪対策三法」(いわゆる「盗聴法」)をめぐって与野党が激しく対立したあおりを受けて、参議院では議決に至らず、継続審議になっています。いずれは成立・施行されるものと思われれます。

**Q** 改正が先送りになったことはわかりました。ところで、現在、市によっては高齢者や障害者の財産保全・金銭管理をしてくれるところがあると思いますが、どの市がやっているのでしょうか。

**A** それは市自体が直接実施しているサービスではなく、いくつかの市の社会福祉協議会が実施しているものです。神奈川県内では横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市及び大和市の社会福祉協議会が実施しています。

**Q** それはどのようなシステムなんでしょうか。

**A** それでは、横浜市社会福祉協議会(その一部門である横浜生活あんしんセンター)が行っているサービスとその仕組みを例として取り上げ、説明することにいたします。

現在行っているのは財産保全サービスと定期訪問・金銭管理サービスの二種類です。

財産保全サービスの内容は次のとおりです。利用者の財産を盗難や火災から守るため、大切な通帳・証書などを預かり、生活あんしんセンターが契約している金融機関の貸金庫に保管します。ただ、何でも預かってくれるわけではなく、預かるのは

- ① 預貯金通帳
  - ② 有価証券(株券・債券など)
  - ③ 証書(保険証書・不動産権利書・契約書・遺言書など)
- などであって、宝石・貴金属・書画・骨董品などは保管してくれません。このサービスの利用料金は

年間三、〇〇〇円(消費税は別)です。

次に、定期訪問・金銭管理サービスですが、

① センター職員による定期的な訪問(月二回)

② 預貯金の出納代行

③ 公共料金、生活費等の支払い代行

④ 衣類、食料品の購入の手配等、日常生活に関する事務の代行

⑤ 福祉サービスや年金の受給等に関する手続きの代行

⑥ 福祉サービス等の提供状況の確認

などをしてくれることになっています。

こちらの利用料金は月額五、〇〇〇円(消費税は別)です。

なお、横浜市社会福祉協議会以外の四市社協のサービス内容もほぼ同様と聞いていますが、多少の違いはあると思われますので、希望される場合にはその市社協に照会してみてください。

**Q** そのサービスを受けたい時は、どうすればいいのでしょうか。

**A** 横浜市の場合は、横浜生活あんしんセンター(横浜市健康福祉総合センター九階・JR桜木町駅前)の相談窓口へ行けば相談に乗ってくれます。面談、調査等を経て委任契約を行うことになりま

す。契約期間は一年ですが、特約を結べば意思能力喪失後もサービスの提供を継続することができま

**Q** 民法が改正されて「任意後見制度」ができた場合、このサービスシステムはどうなるのでしょうか。

**A** 厚生省では、各市町村社会福祉協議会が希望者と「任意後見制度」に基づく「任意後見契約」を結び、「任意後見人」になることを期待し、指導しようとしているという話が伝わってきています。横浜市社協を初め、現在このようなサービスを実施している社協は、民法改正案施行後は、その方向に切り換えていくのではないかと考えられます。(文責 生方 武羅夫)



# 保険あつて介護なし

## 現実のものになりそう――

10月から介護申請始まる

10月から介護保険の申請受付が開始された。神奈川県では約13万人が申請するのではないかと推定している。予想される受付者13万人は、神奈川県人口(65歳以上)比率では14・2%になる。

この13万人を想定したなかで介護保険制度全体の計画が策定されていくわけだが以下に示すようになります。「保険あつて介護なし」になることが考えられる。

### 5分の判定・変更ダメ

まず、申請を受付けると訪問調査が行なわれる。調査項目は85項目、予定では1人の調査に2時間かかるとしているが、県は14000人しかみていない。調査員1人のノルマは93人、休み無しで23日かかる。

その調査を基に第一次の判定が行なわれるが、判定は5分以内で4人に1人は現状より軽度判定されるが、主治医などの意見に基づく2次判定について、国は「要介護状態区

分変更等事例集」(22項目)で、特別の事情がないかぎり変更はダメと指示している。

### 県・不服は出さないで

さて介護審査会で判定が出る。自立、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7つに振り分けられる。この判定に不満の場合は不服審査会に不服申し立てをするのだが、神奈川県は不服があまり出ないと判断して全国の3分の1しか審査員を選定していない。

### ケアマネジャーもそっぽ向く

ケアマネジャーとは、要介護認定が決まった人の相談に応じケアプランを作成して、適切な在宅サービスや施設サービスが受けられるように市町村や事業者との連絡調整をする人ですが、合格者のうち35%しかケアマネジャーの仕事をする回答していない。

### 介護事業者も二の足踏む

4月から介護事業者の説明会が全県下で行なわれ、在宅サービス14

50事業者(福祉機器・住宅メーカー・薬局・農協・生協・NPO)、施設サービス550施設(老人ホーム・病院など)が参加をしたが、8月2日現在145事業所しか許可が下りていない。

### 強制加入の保険制度

こんなに不十分である介護保険に私たちはいくら保険料を払うのだろうか。65歳以上の人が払う全国平均は2885円となっているが、信用できる額ではない。しかも年金から差し引かれるのだ。

### ●65歳以上(第1号被保険者)

- 第1段階(老齢福祉年金受給者) 50%
  - 第2段階(住民税非課税世帯員) 75%
  - 第3段階(住民税非課税本人) 100%
  - 第4段階(住民税課税・定額未満) 125%
  - 第5段階(住民税課税・定額以上) 150%
- 65歳未満(第2号被保険者)
- 健康保険組合 月収の0・88%
  - (労使折半) 平均1700円
  - 政府管掌健康保険月収の0・91%
  - (労使折半) 平均1500円
  - 国保加入者
  - (国が半額負担) 平均1300円

### 勝手に上がる保険料

介護保険料は、法律制定時には1200円だったのが、何時の間にか2500円となり、全国試算で28

85円となり、ホームヘルプ報酬仮単価算出で2915円となった。さらに都市加算として、東京12%、横浜10%、その他市6%が加算されるようになっていく。

また、介護保険料は、3年毎に見直しすることになっているがすでに厚生省は、12%以上になると試算している。

### 保険料・利用料が払えなかったら

保険料・利用料が払えなかった場合、①1年間の滞納者は全額自己負担して介護サービスを受け、後日償還払いとする。②1年6月の滞納者は介護サービスを受けられない。③保険料の未納については、最高で10年間にわたって利用料の30%自己負担しなければ介護サービスは受けられない。保険料が払えず延滞した場合、法157条は、納付金を督促したときは、納付金の14・5%の割合でその完納または財産差押えの前日まで延滞金を徴収することになっている。

介護を受けた場合の利用料は、掛かった費用の1割を個人が負担することになっている。

### 要介護区分平均利用料

要支援 月 6万円  
要介護1 月 17万円  
要介護2 月 20万円

保健情報

耳よりな話

補聴器

最近、どうも耳が遠くなった。えっ、えっ、となる。相手もいやになるし、いちいち聞き返すのも面倒だ。つい、いかげんな返事をする。こんな経験、お持ちの方がたにおすすめは、「補聴器」という「耳」です。

治せる難聴

「日常生活に不自由を感じたら、まず耳鼻科に受診を。原因によつては、治療で聴力を改善できるからです。」(帝京医大耳鼻咽喉科小寺一興教授)

- ① 伝音性難聴 音の伝わる道筋の外耳・中耳の間の障害で起こる。
- ② 感音性難聴 さらに奥の内耳の感覚細胞で電気信号となり脳に。

この感覚細胞と脳の間の障害。伝音性の場合には治療で改善できます。中耳炎、高齢者に多い耳垢栓症などです。感音性、ほとんどの老人性難聴はこれで、治せないが聞こえは補聴器で改善されます。なにも我慢することはないのです。

聴力を調べ、補聴器を

補聴器が必要とされる判断には二つの要素が考えられています。  
① 音の大きさが平均45dB以上  
② 言葉の聞き分けがどれ位できるか。語音明瞭度検査(アとかカとかを聞いて正解率を出す)60%以上の正解であれば補聴器の効果がよくでる。

聞き分けは音の周波数に対応する内耳の感覚細胞が受信します。この細胞が、ちょうどピアノのキーが何本か抜け落ちたように失われて聞こえが悪く、聞き分けが出来なくなるのです。補聴器を、失われた感覚細胞に合わせて調整することが大事です。

目的を決めて選ぶ

補聴器には様ざまな種類があります。耳かけ型、耳穴型、箱型に大きく分けられます。

選ぶ基本は「よく聞き取れる」。それぞれ長所と短所があるので、生活のどんな場面に使いたいか、何を聞こえるようにしたいのか目的をはっきりさせることです。それと操作のしやすさ。これで選ぶ機種が変

わってきます。耳穴型は軽度難聴向き、操作しにくく、価格も高い。耳かけ型は軽度から重度対応で比較的操作し易い。価格もまあまあ。箱(ポケット)型 操作はやさしい。活動する人には不向きで、会議のときだけ使う人もいる。価格は安い。よく調べ試して選ぶことが大事です。  
(「しんぶん赤旗」99・7・11の要約)



要介護3	月 26万円
要介護4	月 31万円
要介護5	月 35万円
特別養護老人ホーム	31・5万円
老人保健施設	33・9万円
療養型病床群	46・1万円

利用者には被害の心配：介護契約書

介護保険制度が実施されると、介護サービスを受けようとする人は、事業者と契約を結び「介護サービス」を受けることになるが、利用契約書には問題が多く、注意しよう国民生活センターは呼び掛けている。

特に「事故責任放棄」「料金の割増し」「資格の不明示」「途中解約」「入会金・契約金・登録料・事務手数料・交通費」など不当請求がされている。

第二の朝日訴訟に発展か

国際高齢者年・日本NGO(非政府組織)会議が、高齢者のための国連原則を基本にして、介護保険に対する見解(案)を発表した。

「①保険料・利用料は生活権の侵害となる。②保険料の強制徴収は財産権・自己決定権の侵害となる。③サービスの低下は既得権・期待権・介護受給権の侵害となる。④家族介護手当ての打切りは平等権の侵害となる」と重要な指摘をしている。

(川井弘次)

国際高齢者年 全ての世代のために

◎ 国から村からの連帯でひとりぼっちの高齢者をなくそう!

# 第13回 日本高齢者大会

in ヒロシマ

**高齢期保障の定着をめざして!!**  
**揺るぎない平和を次世代に継承を!!**

第13回日本高齢者大会が、九月一日から二日、原爆投下の地広島で開かれました。今年の大会は、社会保障制度の根幹である年金・医療・福祉の制度が大きく転換しようとしている中で開かれました。こだま会から秋中・木村が参加し、暑い汗を流しながら勉強してきました。

今回の特徴は「国際高齢者年」(国連)の年に当たり「加齢を理由にした差別の一切を根絶し、高齢者の人権が尊重され人間として安らかに充実した高齢期がおくれるよう努力する」が基調になっていました。この視点から年金・介護・健康・くらしの協同など5学習会、16分科会、早朝講座などが盛りたくさんでした。従来の一日目の全体会は二日目となり、広島サンブラザで、三、五〇〇名が集いました。大会がぐっと締まりのあるものとなりました。来年は神奈川県で開催するという事で最後に参加者全員がステージに登場、大きな拍手の中で広島から大会旗が引き継がれて閉会しました。

(木村)

## 日本高齢者大会に参加して

秋中 一允

「国際高齢者年」に、この大会が世界初の核兵器被爆地で開催されたことは特別の意義があるように思いました。高齢者が安心して暮らすには「平和」であることが何よりも大切でしょう。しかし、現実の政治は高齢者の安心や安全が日ごとに目減りしています。介護保険もその一例で介護を「行政措置」から「私契約」に転換してしま

いました。

小生は分科会学習講座「自治体運動の基礎知識」などという硬い講座に参加しましたが講師は自治体財政悪化の原因を大阪府の具体例により財政危機打開の方向を示されましたが神奈川県も同じだと思いました。

三千五百人を全国から結集した大会を来年は神奈川県で開催すること、準備

その他で大変な努力を必要とすることになりそうです。社会保障制度を、その本来の目的である高齢期保障にふさわしくさせるためにもいっそうの努力が必要です。会員各位のさらなるご協力をお願いすることになりそうです。

### 2000年

**日本高齢者大会が  
横浜で開かれます**

第14回の日本高齢者大会は、来年10月1・2日、横浜で開催されます。

すでに実行委員会が組織されて準備に着手しています。中里氏が委員長に、横浜市役退職者会の新倉氏が事務局長に当たっています。

なにしろ、四、五千人の集規模の全体会場、学習会・分科会の一〇数会場などに近かまの宿泊施設の有無、今のところM21あたりが想定されています。次期大会を成功させるために、こだま会みんなで参加、協力しましょう。



宮島張り子

〒231-0005

横浜市中央区本町4-37

TEL 045-212-3179(直通)

045-201-1111(内線7953)

No. 46

編集・発行

県職労退職者こだま会

発行人 鈴木志げ子

発行日 1999.10.1

編集後記

暑い夏でしたね。お陰でバテぎみになり、会報をお手元に届けるのが遅れました。お許し下さい。

さわやかな秋、文化の秋、心も体も豊かに健やかにしたいですね。

(木村)